

2025年6月
滋賀中央信用金庫

口座の売買・譲渡・レンタルは犯罪です

正当な理由なく、通帳・キャッシュカードや、インターネットバンキングのログインID・パスワードなどを譲り渡したり、譲り受ける行為は、有償・無償を問わず犯罪となります。これらの口座が犯罪に利用された場合、譲渡していない他の口座も全て凍結されたり、今後新たな口座開設が出来なくなる恐れがあります。

警視庁のサイトはこちら

[預金口座の売買は犯罪です！ 警視庁](#)